

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和２年３月１３日（金）

（案件名）

- ・ 事故繰越となる事業に係る資金区分の変更について（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局 地方債課
南里課長補佐（内２３３９４）

【根拠法令】

○地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

（地方債の協議等）

第 5 条の 3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。

11 総務大臣は、第 1 項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

（地方債についての関与の特例）

第 5 条の 4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

7 総務大臣は、第 1 項、第 3 項及び第 4 項の総務大臣の許可並びに第 1 項第 4 号から第 6 号までの規定による指定及び第 2 項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

○地方財政法施行令（昭和 23 年法律第 267 号）

（地方債の協議の相手方等）

第 2 条

3 都道府県知事は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 総務大臣は、第 3 項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

（地方債の許可手続）

第 21 条

法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第 2 号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

3 都道府県知事は、第 1 項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 総務大臣は、第 3 項の規定にする同意については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

事故繰越となる事業に係る資金区分の変更について

概要

1. 過去に同意等をした地方債に係る変更協議で、資金区分を財政融資資金から銀行等引受資金に変更するもの（地方財政法第5条の3第1項）。

当年度資金について当年度に貸付決定を受けた場合、借入期限は翌年度の3月末日を超えることができないとされている（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第28条第2項）。

この取扱いにより、平成30年度に同意等を得た地方債のうち、明許繰越等により令和元年度に引き続き実施してきた事業で、かつ、やむを得ない事情により令和元年度中に事業が完了できず事故繰越が生じる事業等については、引き続き財政融資資金を借り入れることができないため、今回、資金区分を財政融資資金から銀行等引受資金に変更するもの。

2. 変更協議等額 66,877.7 百万円 (166 団体)

3. 同意等に当たっては、財務省宛て協議をする（地方財政法施行令第2条第4項）。

同意等の予定日

令和2年3月18日（水）

＜関係法令（抜粋）＞

■ 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和 48 年 3 月 31 日法律第 7 号）
（長期運用予定額の繰越し）

第 3 条 前条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る財政融資資金のうちに当該年度において運用しなかつたものがあるときは、これを翌年度において当該運用対象区分に従い運用することができる。

■ 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和 49 年大蔵省令第 42 号）
（普通地方長期資金等の貸付期日）

第 27 条 普通地方長期資金等の貸付けを受けることのできる期日（以下「貸付期日」という。）は、資金貸付予定額の決定の対象となつた年度の翌年度の五月末日（当該五月末日が土曜日に当たる場合にはその前日とし、当該五月末日が日曜日に当たる場合にはその前々日とする。）までとする。

（普通地方長期資金等貸付期日の延長承認）

第 28 条 地方公共団体は、前条に規定する貸付期日までに普通地方長期資金等の貸付けを受けることができない場合においてやむを得ない理由により期日延長の承認を得ようとする場合には、別紙第十六号書式の財政融資資金普通地方長期資金等貸付期日延長承認申請書を資金貸付予定額の決定の対象となつた年度の翌年度の四月末日までに財務大臣に提出し、その承認を受けるものとする。

2 財務大臣は、前項の規定により提出を受けた財政融資資金普通地方長期資金等貸付期日延長承認申請書に基づいて、新たな貸付期日を決定した場合には財政融資資金普通地方長期資金等貸付期日延長承認通知書により、適当でないと認めた場合にはその旨を当該地方公共団体に通知する。この場合において、新たな貸付期日を決定する場合には、資金貸付予定額の決定の対象となつた年度の翌年度の三月末日を超えることはできない。

（普通地方長期資金等の繰越し）

第 28 条の 2 財務大臣は、普通地方長期資金等の運用の状況その他の事情を勘案して、翌年度において運用する普通地方長期資金等の金額を決定することができる。

2 財務大臣は、前項の決定をした場合、翌年度において、第十六条の規定により地方公共団体から提出を受けた書類に基づいて、第十七条の規定により資金貸付予定額を決定したときは財政融資資金貸付予定額通知書により、資金貸付予定額を決定しないこととしたときはその旨を当該地方公共団体に通知する。この場合において、前項の決定に係る普通地方長期資金等について、貸付期日は、第二十七条の規定にかかわらず、翌年度の三月末日（当該三月末日が土曜日に当たる場合にはその前日とし、当該三月末日が日曜日に当たる場合にはその前々日とする。）までとし、第二十八条の規定は適用しない。